

教職員が保護者や地域とつながり地域に根ざした学校教育活動が
できるための環境づくりを求める意見書

学校では子どもの教育効果を上げるために、学校が保護者や地域とつながり、連携しながら日頃の学習や学校行事を進めていくことの重要性が増している。さらに今、「子どもの貧困」、「いじめ」、「不登校」、「教育格差」、「ヤングケアラー」など子どもたちを取り巻く環境は年々厳しさを増し、その対応も複雑多様化している。

これら学校の役割や課題解決に向け、教職員が保護者や地域を知り、理解を得ながら進めていくことが大切であることは言うまでもない。

教職員の異動については、教員の資質や能力の育成及び学校の活性化のためには必要なものであり、異動そのものを否定するものでもなく、実際に異動は行われている。

しかし、大分県においては平成23年10月以降、採用後「人材育成」として、対象者は広域的な異動を短期間で頻繁にしている。この「人事異動ルール」は子どもや保護者、地域、そして学校及び教職員にとって多くの課題があると言わざるを得ない。

1点目として、信頼関係を結びながら教育活動することが大切であるにもかかわらず、わずか3年（学校・学校支援センター配置の学校事務職員は2年）で、教職員と子ども、保護者、地域との関係が切れてしまうこと。

2点目として、昨今の大規模な災害を経験し、学校の避難場所としての役割が期待される中で、地域を知る教職員の重要性が増していること。

3点目として、広域化により通勤利便性の高い大分市内に定住する教職員が増える傾向にあり、出身地域に定住または地域に移住する教職員が減ることで、地域やその経済にも少なからず影響があること。

4点目に教職員の多忙化に加え、この「大分県の人事異動ルール」により採用後、短期間での異動によって教職員のワーク・ライフ・バランスが保てず、教職員志望者が大分県での受験を敬遠する一因となっていることや、教員不足にもつながっていること。

よって、長期にわたった教職員のキャリア形成の視点で、どっしりと腰を落ち着けて保護者や地域とともに、子どもたちに豊かな教育を保障する教育活動にしていくためにも下記の事項を要望する。

記

- 1 教育の継続性、効果的な教育活動、保護者や地域と学校の連携、教職員の労働安全衛生などの観点から、頻繁かつ行き過ぎた広域異動は行わないこと。
- 2 新採用から短期間のうちに教職員などの人事地域間異動・学校事務職員の勤務替えを行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

大分県別府市議会

大分県教育委員会教育長 殿